

第3次長崎県食品の安全・安心推進計画素案に対する県民意見募集（パブリックコメント）
におけるご意見とその対応方針等について

1 意見募集期間

令和7年11月21日（金）から12月19日（金）

2 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3 閲覧方法

県ホームページに掲載、県食品安全・消費生活課、県政情報コーナー（県民センター内）、各振興局行政資料コーナー、各県立保健所

4 意見の件数及び提出者数

1件（1人）

【ご意見及び反映状況】

対応の区分		件数
A	・案に反映させるもの	0
B	・案にすでに盛り込まれているもの ・案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な対策を遂行する中で反映させていくもの	1
C	・今後検討していくもの	0
D	・反映が困難なもの	0
E	・その他（ご提案・ご意見・ご感想として承るもの）	0

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
I	B	—	長崎県にはサッカーやバスケットボールなどプロスポーツ選手がいるが、スポーツ選手のうっかりドーピングが問題となる事があり、牛肉や、その餌にドーピングにひっかかる成長ホルモン製剤を使っていて、その選手が資格停止などになるケースがある。長崎和牛など、長崎県産品に対しても、アンチドーピングにひっかかる、安心安全にスポーツ選手が食ができる環境作り、ルール作り、そのマークなどがあるとより良いのではないかと思い、提案する。	スポーツ選手にとって安全・安心な食環境の整備についてのご提案ですが、肥育ホルモン（ご意見にある成長ホルモン製剤）は国内では動物用医薬品として承認されておらず、使用できません。国が定めた残留基準を超える食肉等が流通しない体制は国内ではすでに整備されており、スポーツ選手が摂取する（いわゆる「うっかりドーピング」）リスクは極めて低いと考えられます。 本県では、素案のP.13、18に記載のとおり、動物用医薬品の生産現場での適正使用を推進とともに、食肉として出荷される際には食肉検査を実施し、食用に適さない食肉等の確実な排除を引き続き実施してまいります。